○内閣府告示第三百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

二　構造改革特別区域の名称　札幌市高度ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

○内閣府告示第三百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登別市

二　構造改革特別区域の名称　安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　登別市の全域

○内閣府告示第三百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登別市

二　構造改革特別区域の名称　登別市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　登別市の全域

○内閣府告示第三百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡豊頃町

二　構造改革特別区域の名称　豊頃町みんなで楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡豊頃町の全域

○内閣府告示第三百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

二　構造改革特別区域の名称　弘前ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

○内閣府告示第四百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八戸市

二　構造改革特別区域の名称　八戸ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　八戸市の全域

○内閣府告示第四百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

二　構造改革特別区域の名称　みやぎ情報産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県の全域

○内閣府告示第四百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大崎市

二　構造改革特別区域の名称　たじり子育てスマイル特区

三　構造改革特別区域の範囲　大崎市の区域の一部（旧田尻町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県

二　構造改革特別区域の名称　秋田ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田県の全域

○内閣府告示第四百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第七百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鶴岡市

二　構造改革特別区域の名称　地産地消で育つ元気な子どもの楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　鶴岡市の区域の一部（旧藤島町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

二　構造改革特別区域の名称　郡山市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　郡山市の全域

○内閣府告示第四百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県大沼郡会津美里町

二　構造改革特別区域の名称　会津美里町ニッキーズ食育特区

三　構造改革特別区域の範囲　福島県大沼郡会津美里町の全域